

救急外来を受診される患者さんへ ～預り金について～

当院では、診療時間外の医療費は後日精算とさせていただきます。

受診された際は、一定金額をお預かりいたします。その際、「預り金領収書」を発行いたします。

令和8年度改定に伴い、預り金額は一律となりました。

1 時間外預り金徴収時間帯

午後5時～翌日午前8時30分（土日・休日等は、終日）

2 預り金額

10,000円

3 対象者

時間外受診の患者さん

ただし、次の方は、預り金の徴収は行いません。

交通事故、公費負担医療（自己負担なし）による受診、
即日入院、救急車で緊急受診の方

4 ご精算

- ①翌診療日以降に「預り金領収書」をご持参の上、会計窓口までお越しください。過不足については、診療費を計算の上、返金又は追徴させていただきます。
- ②翌月末までに精算にいらっしゃらない場合は、預り金を医療費に充当させて頂きますことをご了承ください。
- ③預り金が医療費よりも多かった場合の差額保管期間は、**受診月から半年間**とさせていただきますので、早めのご精算にご協力ください。
- ④救急外来受診は、通常料金に規定の料金が加算され高くなります。

受診時は、必ず事前に電話連絡をお願いします。

電話：0996-67-1611(救急外来)